

感染症対策指針

(2024.03 版)

医療法人社団いぶきの森

1 法人における感染症に関する基本的な方針

医療法人社団いぶきの森は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる医療・介護サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るために、本指針を定める。

2 感染症対策委員会その他法人内の組織に関する事項

当法人では 感染症発生時に適正な感染予防・再発防止策等を整備する体制の構築のため「感染対策委員会」を設置します。

①設置の目的

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備し、感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い医療・介護サービスの提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・法人内規程および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策を適切に実施することを目的とします。

②感染症対策委員会の構成委員

法人内より委員長 1 名 委員 2～3 名

③感染症対策委員会の開催

委員会は、6 カ月に 1 回開催（感染症が発生時等、必要な際は随時委員会を開催します）

④ 感染症対策委員会の役割

- ・平時から職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策マニュアル」を整備する。
- ・備蓄品の確保
- ・初動対応
- ・感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、関係者との情報共有等）
- ・定期的な研修の実施（年 1 回）
- ・新任職員への研修の開催
- ・訓練（シミュレーション）の実施（回数日程は委員会にて決定する）
- ・新型ウイルス等発生時の業務継続の見直し（感染症 BCP）

⑤ 感染症対策委員会の委員長・委員の選任

3 感染症が発生した場合の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- ② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
 - ・ 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
 - ・ 消毒
 - ・ ケアの実施内容・実施方法の確認
 - ・ 濃厚接触者への対応 など
- ③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて理事長と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。
 - ・ 保健所： 柏保健所・連絡先 04-7167-1255

<付則> 2024年3月31日から施行します